別府市議会基本条例 · 最終素案

(逐条解説)

——別府市議会——

平成 28 年 2 月 17 日(水)

平成 28 年 2 月 17 日

別府市議会基本条例

目 次

前文

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則 (第2条―第6条)
- 第3章 市民と議会の関係(第7条・8条)
- 第4章 議会と行政の関係(第9条―第12条)
- 第5章 自由討議の保障及び拡大(第13条・第14条)
- 第6章 委員会の活動(第15条)
- 第7章 政務活動費(第16条)
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第17条―第21条)
- 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第22条―第24条)
- 第10章 最高規範性と条例の検証及び見直し手続(第25条・26条)

附則

別府市議会(以下「議会」という。)は、大正13年4月1日の市制施行以来、 一貫して本会議における自席からの一問一答方式を実践しながら、議事機関と して意思決定の機能を果たしてきた。

この間、昭和25年7月に日本で最初の別府国際観光温泉文化都市建設法(昭和25年法律第221号)の公布により、国際観光文化都市の先導的な役割を担うとともに、「おんせん県おおいた」の代表的な顔として、湯けむりに象徴される雄大で美しい文化的景観を大切にしながら日本一の温泉文化によるまちづくりの歴史を刻んでいる。

新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、市民に最も 身近な別府市が、その自治権を拡充し、これを生活者の視点に立ったものに近 づけていくことが求められている。

議会は、主権在民を基調とする民主主義の原理により、日本国憲法に基づく 二元代表制の実効性を高め、常に地方自治の本旨の実現を使命とするものであ る。

従って、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が重要であるとともに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声をくみ取りながら、議員間で自由かつ達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

よって議会は、この崇高な理念及び目的を達成することを誓い、ここに別府市議会基本条例を制定する。

平成 28 年 2 月 17 日

第1章 目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

◆ 第1条の解説 ◆

① この条例の制定の目的を明らかにしたものです。前文でうたったこの基本条例の制定の趣旨と決意を踏まえ、市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的として定めたものです。

≪言葉の意味≫

【地方自治の本旨】

日本国憲法第92条にうたわれているもので、一般的に「住民自治」と「団体自治」を確立させることが「地方自治の本旨」とされています。「住民自治」とは、その地域住民の意思によって、その地方行政が運営されることです。また、「団体自治」とは、住民の意思を反映させた国とは違う地方自治体による自主的な行政のことをさし、地方政府といわれる場合もあります。

【合議制(合議制の機関)】

複数の人(議員)の合議による意思決定を行う制度(機関)のことをいいます。また市長は一人だけで構成される「独任制の機関」となります。

【市民】

この条例で「市民」という用語を使用していますが、この条例は、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたり、又は義務を課すものではないことから、厳密にその範囲を確定しなければならないものではないため、特に定義規定は置いていません。

地方自治法では、一般に「住民」という用語が使用されていますが、この条例の趣旨及 び規定の内容から、「住民」のみを対象とするなどの限定的な解釈をする必要はないこと から、この条例で使用している「市民」という用語は、より広い範囲を想定しています。

平成 28 年 2 月 17 日

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

- 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。
 - (1) 公開性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。
 - (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視すること。
 - (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるため の議会運営を目指すこと。
 - (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
 - (5) 別府市議会委員会条例 (昭和32年別府市条例第49号。以下「委員会条例」という。)、別府市議会会議規則 (昭和46年別府市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
 - (6) 市民に分かりやすい言葉又は表現を用いてその運営に努めること。
- ◆ 第2条の解説 ◆
- ① 市民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会を実現していくために必要な議会運営の6つの原則を本条において規定しています。

≪言葉の意味≫

【議事機関】

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する 権能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことをいいます。

平成 28 年 2 月 17 日

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。
 - (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
 - (2) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉 向上を目指すこと。
 - (3) 議員立法による積極的な条例提案に努めること。

◆ 第3条の解説 ◆

- ① 議会は、言論の府として多数の議員による合議を重視する組織であり、その役割を果たすため、議員相互間の自由かっ達な討議を推進することを規定しています。
- ② 議員は議会を構成する一員であり、市政全般の課題と市民の多様な関心や意見を的確に把握することに努めて、市民全体の福祉向上のために活動することを規定しています。
- ③ 議員は自己研鑽等によって政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行う活動に 努めていくことを規定しています。

≪言葉の意味≫

【言論の府】

議会では、原則的に言論によって様々な問題が議論され結論を導き出していくため、このようにいわれています。そこでの議員の発言は、いかなる思想、信条によるものであっても自由ですが、発言者は自身の発言に責任を持ち、節度ある行動をしなければなりません。

平成 28 年 2 月 17 日

(会派)

- 第4条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。
- 3 会派代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。
- ◆ 第4条の解説 ◆
- ① 議員は、同一理念を持つ他の議員と結成した政策集団を、議会活動を行うための会派として届け出ることができるという、会派の結成根拠について規定しています。
- ② 会派は、政策等について十分な議論を尽くしたその意思について、会議において意見表明できることを規定しています。

(議長の権限と役割)

第5条 議長の権限については、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に定めるもののほか、その役割については、会議規則で定める。

- ◆ 第5条の解説 ◆
- ① 議長の権限については、法に定められているものであり、その役割については、会議規則で明確にしていくことを規定しています。

平成 28 年 2 月 17 日

(災害時等の危機管理対応)

- 第6条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、次に定めると ころにより対応するものとする。
 - (1) 議長は、速やかに緊急連絡網を通じ、議員に対し、事態の報告及び指示を行うものとする。
 - (2) 議長は、必要に応じて会派代表者会議を招集し、対応を協議する。
 - (3) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、 必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

◆ 第6条の解説 ◆

① 災害時等における議会・議員の体制整備について定めています。

議会は、市民を代表する議事機関として、地震、津波、豪雨その他の大規模災害等の緊急の事態が発生した場合においては、議会としての体制を整備することを定めています。

平成 28 年 2 月 17 日

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第7条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めると ともに、説明責任を十分に果たすものとする。
- 2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 議会は、より多くの市民が議会を傍聴できる機会を設けるため、必要に応じて日曜日等に議会を開会することができる。

◆ 第7条の解説 ◆

- ① 議会が市民に対して果たすべき重要な責任は、議会活動に関する情報を積極的に公開することによって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を十分果たすことであると規定しています。
- ② 市民と議会は、今後も双方向の関係を築いていくことが必要であり、市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民の関心や意見を把握して、議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大に努めていくことを規定しています。
- ③ 市民による請願や陳情については、提案者等に対し、意見を述べる機会を設けるように努めることを規定しています。
- ④ 市民に傍聴の機会を拡大できるよう、「日曜議会」等の開会ができることを規定しています。

≪言葉の意味≫

【請願】

国又は地方自治体等に対して、その所管する事項に関し、一定の措置等の希望を申し出ることをいいます。市議会に対して請願しようとする場合は、議員の紹介が必要となります。

【陳情】

一定の事項に利害関係があるものが、その事項についての実情を訴えることにより、国 又は地方自治体等に対して、何らかの措置等を求めることをいいます。請願とは異なり、 議員の紹介は必要ありません。

平成 28 年 2 月 17 日

(市民との意見交換の場)

- 第8条 議会は、前条第2項に規定する意見交換の場として、市民と議会との 対話集会等を行うものとする。
- 2 市民と議会との対話集会等に関し必要な事項は、別に定める。

◆ 第8条の解説 ◆

- ① 前条第2項の「市民との意見交換の場」の1つとして、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、市民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の関心や意見を直接お聞きする貴重な機会として「市民と議会との対話集会」を中心に位置づけて実施していくことを規定しています。
- ② 市民と議会との対話集会の開催単位や対話集会での議員の役割等の詳細については、別途定めていくことを規定しています。

平成 28 年 2 月 17 日

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長等との関係)

- 第9条 議会審議における議員と市長等は、常に緊張関係を保持し、相互の議 論を深めるよう努めるものとする。
- 2 会議における議員と法第121条の規定により議場に出席した者(次項において「説明員」という。)は、論点及び争点を明確にしなければならない。
- 3 会議において、議員は、一問一答方式を積極的に活用し、説明員は、議長 又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問又は反論をすることが できる。
- 4 議員は、閉会中に議長を経由して市長等に対し、文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるとともに、それを公開することができる。
- 5 反問、反論及び文書質問に関し必要な事項は、別に定める。

◆ 第9条の解説 ◆

- ① 議会審議において議員と市長等とは緊張関係を保持することを規定しています。
- ② 二元代表制における議会と説明員とは、緊張関係を保持し、会議の論点及び争点を明確にすることを規定しています。
- ③ 議案質疑及び一般質問では、一問一答方式を積極的に活用すること及び説明員から議員へ反問又は反論することができる旨を規定しています。
- ④ 議員は閉会中において、市長等に対し、文書質問ができるとともに、文書によりな された回答は公開できることを規定しています。
- ⑤ 反問、反論及び文書質問に関することについては、別途定めていくことを規定しています。

≪言葉の意味≫

【二元代表制】

憲法第93条において、地方公共団体の長(市長)と議会の議員は、住民が直接選挙すると定められています。このことが二元代表制といわれるもので、市長と議員は共に住民に対して、直接政治責任を負うこととなっています。

平成 28 年 2 月 17 日

≪言葉の意味 つづき≫

【一問一答方式】

同一質問者と答弁者の間で質問と答弁を交互に続ける方法をいいます。別府市議会では、 市制施行以前の町制時代から一問一答方式を実践しています。

【反問】

議会の審議において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、問い返すこと(反問権)をいいます。

【反論】

議会の審議において、議長又は委員長の許可を得て、議員または委員からの条例の提案、 議案の修正、決議等に対して、反対の意見や建設的な意見を述べること(反論権)をいい ます。

(適正な議会費の確立)

第10条 議会は、適正な議会活動を確立するため、自ら議会費の予算要望書 を作成し、市長に提出することができる。

◆ 第10条の解説 ◆

① 予算編成権は市長の専決事項ですが、議会は、二元代表制の一翼を担う立場から、 適正な議会活動を行うための「議会費」について、議論を十分に尽くし、議会自ら が「予算要望書」を作成して議長を通じて市長に提出できることを規定しています。

平成 28 年 2 月 17 日

(議決事件の追加)

- 第11条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規 定により議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。
- 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件の追加については、別に条例で 定める。

◆ 第11条の解説 ◆

- ① 法第96条第1項では、議会で決定しなければならない(議決)事項を規定していますが、第2項で、それら以外に重要なものは条例により決めることができるという規定になっています。
- ② このようなことから、議事機関としての機能強化を内外に表明するため「地方自治 法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討する」旨と「議決す べき事件については、別に条例で定める」旨を議会基本条例に規定して、提案する 市長等に一方的に重責を負わせることなく、議決をすることにより、議会及び議員 も公平に責任を分担するという視点で規定しています。

(予算及び決算における説明)

- 第12条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、市長に対し、分かりや すい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。
- 2 議会は、決算の審議に当たり、市長等が執行した事業等の評価を行うため、市長等に必要な資料の提出を求めることができる。

◆ 第12条の解説 ◆

- ① 市長等は、予算や決算の審議においても、市民の代表である議員の議会審議が深め やすいよう、分かりやすい説明資料の作成などを行うよう求めることを規定してい ます。
- ② 決算審査における議会の評価(事業評価制度)について規定しています。

平成 28 年 2 月 17 日

第5章 自由討議の保障及び拡大

(自由討議による合意形成)

- 第13条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議 により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。
- 2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう、議会の本会議及び委員会を運営しなければならない。
- ◆ 第13条の解説 ◆
- ① 議会は討論の場(言論の府)であるとの原則から、議会の会議は、議員間の自由討議を重視した運営に努めていくことを規定しています。
- ② 議長及び委員長は、自由討議を積極的に推進し、議員間において多様な意見を出し合えるよう本会議及び委員会の運営に努めることを規定しています。

(政策研究会)

- 第14条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題研究のため、政策研究会を設置することができる。
- 2 政策研究会に関し必要な事項は、別に定める。
- ◆ 第14条の解説 ◆
- ① 議員間で政策討論を行い政策立案や政策提案及び提言を推進するための政策研究会を設置できることを定めています。
- ② 政策研究会は、別途定めていくことを規定しています。

平成 28 年 2 月 17 日

第6章 委員会の活動

- 第15条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会について、その専門 性及び特性を活かした適切な運営に努めなければならない。
- 2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度又は公聴 会制度を十分に活用するものとする。
- 3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい 議論を行うよう努めなければならない。
- 4 委員会は、委員会条例の定めるところにより公開しなければならない。

◆ 第15条の解説 ◆

- ① 議会は、委員会のもつ専門性と特性を活かして、市政の諸課題に適切に対応する運営に努めることを規定しています。
- ② 委員会は適切な運営に当たって、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことについて規定しています。
- ③ 委員会においても、公開性、公正性、透明性を心がけることは勿論のこと、市民にわかりやすい審査に努めることを規定しています。
- ④ 委員会は、現在、特別な事情を除くほか、原則公開されており、今後も委員会条例 に沿った透明性のある開かれた運営を行うことを規定しています。

≪言葉の意味≫

【常任委員会】

行政が行う内容について、本会議とは別に詳しく調査・審議するために、必要なときに 開くことができる委員会制度です。現在は、「総務企画消防委員会」「観光建設水道委員会」 「厚生環境教育委員会」の3つの常任委員会があります。

【特別委員会】

常任委員会とは別に、重要な事項について特に時間をかけて調査・審議する必要がある場合に設置される委員会です。「予算特別委員会」などがあります。

平成 28 年 2 月 17 日

≪言葉の意味 つづき≫

【参考人制度】

議会は、本会議や委員会において、市の事務に関する調査又は審査のため、必要がある場合は、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる制度です。公聴会より手続きが簡単な制度となっています。

【公聴会制度】

議会は、本会議や委員会において、予算やその他の重要な議案、請願等の審査について 公聴会を開き、利害関係者や学識経験者などから意見を聴くことができる制度です。公示 して募集するという手続きが必要となります。

平成 28 年 2 月 17 日

第7章 政務活動費

- 第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究 に資するため交付されるものであることを認識し、別府市議会政務活動費の 交付に関する条例(平成20年別府市条例第19号。第3項において「政務 活動費条例」という。)に定めるところにより適正に執行しなければならな い。
- 2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿等は、積極的に公開するものとする。
- 3 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を 踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

◆ 第16条の解説 ◆

- ① 法を根拠とする政務活動費の交付に関して、既定の条例、規則を遵守し、公正性、透明性の観点から収支報告書及び会計帳簿については、情報公開コーナーにおいて公開し、さらに市議会ホームページにおいても積極的に掲載することを規定しています。
- ② 領収書等の公開については、別府市情報公開条例(平成15年別府市条例第24号) に準じて行います。
- ③ 政務活動費条例の改正に当たっては、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や、将来展望など総合的な見地から、議会の役割や活動状況を踏まえて十分議論することを規定しています。

平成 28 年 2 月 17 日

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

- 第17条 議会は、第1条に規定する目的を議員間で共有するため、選挙を経 た任期開始後、速やかに、この条例のほか議会関係諸法令等に関する研修を 行わなければならない。
- 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化 を図るものとする。この場合において、広く各分野から専門的知識を取り入 れるよう努めるものとする。
- ◆ 第17条の解説 ◆
- ① 任期開始後、第1条に規定する目的を共有するために、当選した議員に対して議会 基本条例をはじめ、議会運営全般に関する基本事項や行政関連の基本的な知識を身 につけるための研修を義務付けることを規定しています。
- ② 議員の資質向上及び政策形成、立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図るものとし、議員研修では、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修内容に努めていくことを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

- 第18条 議会は、その政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備の強化に努めるものとする。
- ◆ 第18条の解説 ◆
- ① 議会の政策提案機能等を補助する、議会事務局の体制整備について規定しています。

(議会図書室の利用)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書 室の充実に努めるものとする。

平成 28 年 2 月 17 日

- ◆ 第19条の解説 ◆
- ① 議会は、法第100条第19項の「議会図書室の附置」規定により、同条第17項の規定により送付された官報、広報、刊行物の公文書の保管義務は当然ですが、議員の政策形成及び立案能力向上のため、関連図書を充実することを規定しています。

(議会の広報広聴の充実)

第20条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会の広報広聴活動の充実強化に努めるものとする。

- ◆ 第20条の解説 ◆
- ① 本条例の第7条で議会活動に関する情報を積極的に公開することを規定していますが、ここでは、その具体的手段として、市政の重要な情報を市民に周知するために、 市議会ホームページなどICT(インフォメーション& コミュニケーションテク ノロジー/ 情報通信技術) の発達を踏まえた広報広聴機能の充実に努めることを 規定しています。

(交流及び連携の推進)

第21条 議会は、他の地方公共団体の議会と政策、議会運営等について意見 交換を行うため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

- ◆ 第21条の解説 ◆
- ① 市民から信頼される議会となっていくためには、議会改革の歩みを止めることはできません。議会自らが自己改革のため調査・研究を進めていくことは当然ですが、全国の地方議会においては、さらなる先進の取り組みを行っている議会も多数あることから、積極的に先進議会との交流・連携を進め、情報交換を行い議会改革の充実に努めるほか、姉妹都市の市議会を中心に、近隣市町村議会や類似団体等の市議会とも交流し、市政への政策提言の参考としようとするものです。

平成 28 年 2 月 17 日

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

- 第22条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位 の保持に努めなければならない。
- 2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。
- ◆ 第22条の解説 ◆
- ① 議員の政治倫理は、別の条例(別府市議会議員政治倫理条例)で定め、条例を規範として遵守することを規定しています。
- ② 議員の政治倫理については、別の条例で定めることを規定しています。

(議員定数)

- 第23条 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度 を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定 数を検討するものとする。
- 2 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付し、議長に提出するものとする。
- 3 議員の定数については、別に条例で定める。
- ◆ 第23条の解説 ◆
- ① 議員定数の改正については、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や、 人口などの将来展望について、参考人制度等の活用により市民の意向を把握しなが ら総合的に検討していくことを規定しています。
- ② 定数の改正は、市民への説明責任を果たすためにも、議会及び議員が総合的な検討に基づいた十分な説明を行うものと規定しています。なお、市民からの直接請求については、この限りではありません。
- ③ 議員の定数については、別の条例で定めることを規定しています。

平成 28 年 2 月 17 日

(議員報酬)

- 第24条 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向の把握に努めるものとする。
- 2 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。
- 3 議員の報酬については、別に条例で定める。

◆ 第24条の解説 ◆

- ① 報酬の改正については、定数の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用し、市民の意向の把握に努めることを規定しています。
- ② 議会は、把握した結果について、議長を通じて市長に提出できることを規定しています。
- ③ 議員の報酬については、別の条例で定めることを規定しています。

平成 28 年 2 月 17 日

第10章 最高規範性と条例の検証及び見直し手続 (最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の 趣旨に反した議会運営に関する条例、規則等を制定してはならない。

- ◆ 第25条の解説 ◆
- ① 議会運営に関係する条例や、規則等を制定する場合には、この議会基本条例の趣旨と整合を図らなければならないことを規定しています。

(条例の検証及び見直し手続)

- 第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを具体的に検証 し、その結果を市民に積極的に公開するものとする。
- 2 議会は、前項に定める検証に関しては、その期間及び手法について、議会 運営委員会で決定するものとする。
- 3 議会は、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- ◆ 第26条の解説 ◆
- ① 条例の検証とその結果の公開について規定しています。
- ② この条例の検証については、検証方法及び公開方法を含めた期間などの詳細を議会 運営委員会で決定するものとしています。
- ③ 検証の結果を受け、必要に応じてその適切な対応措置を講じることを規定しています。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。